

# I 総合計画実施計画の概要

## 1 実施計画策定の目的

実施計画は、基本構想に定められた基本理念の実現を目指し、後期基本計画に掲げられた施策展開の方向に沿って、具体的な施策、事業の内容を財政的な裏付けをもって3年間の計画として取りまとめるもので、計画期間における市政運営の指針となるものです。

計画の策定にあたっては、基本構想・後期基本計画を踏まえ、平成25年度予算と整合を図りながら、施策体系別・年度別に事業内容、事業費等を計上しています。

## 2 実施計画の期間

実施計画の期間は、後期基本計画の計画期間である平成21年度から25年度までの5年間のうち、後期基本計画を着実に実施するうえで、より一層の実効性の確保を図るため、平成25年度から27年度までの3年間を計画期間とします。

実施計画の2箇年目となる平成26年度以降については、次期の総合計画の計画期間となりますが、実施計画を従前と同様に3年間の期間とすることで、各施策及び事業の実施についての計画性を示すことができると考え、平成27年度までを計画期間としています。(財政計画の期間についても同様の考え方としています。)

なお、平成26年度からの実施計画については、次期の総合計画策定にあわせ作成する財政フレームを踏まえ、毎年度の予算と整合を図りながら、実施計画を改定していきます。

## 3 実施計画の対象事業

実施計画の対象事業は、後期基本計画の主要事業に位置づけられた事業のうち主なもの(新市建設計画事業、新規事業、重点プロジェクト事業を含む)を対象とします。

## 4 財政計画

財政計画は、後期基本計画に示された5年間の財政フレームの考え方を踏まえ、平成25年度予算と整合を図りながら、現行制度を基本として一般会計ベースで平成27年度までの3年間の財政計画を策定しています。

なお、次期の総合計画の計画期間となる平成26年度からの財政計画については、総合計画の策定にあわせ推計する財政フレームを踏まえ、毎年度の予算と整合を図りながら、財政計画を改定していきます。